

相談室だより (2007年9月)

米の山病院 MSW 奥苑

相変わらず厳しい暑さが続いています。私も夏バテ
ぎみですが、気合を入れなおして頑張っていきたいと
思います。さて今回の相談室だよりは久しぶりに事例
を紹介しようと思います。今年度に入って担当した無
保険の方の事例です。全体数からすると多いとは言え
ないかもしれませんが、これまでは数ヶ月内に3件も
無保険事例を担当したことはありませんでした。これ
は今の社会情勢を端的にあらわしているものかもしれ
ません。

【事例1：Aさんの場合】



60代の一人暮らしの男性です。入院前から精神症
状や虚弱高齢者の対象として行政機関の関わりがあり
保険証そのものは問題ありませんでしたが、限度額認
定の手続きを行った際に数年間無保険であったことが
分かりました。またその間の保険税を納付されていな
いため限度額認定証を発行できないというのです。当
然、義務を果たしていないのに権利だけを主張するこ
とは出来ませんが、これまでの経過及び今後の対応を
協議することで何とか認定証を発行してもらうことが
できました。しかし月額9万円ほどの年金の中から国
保税や介護保険料を支払いつつ家賃や医療費の支払い
を行うことは非常に困難です。確定申告をやり直し8
月からは非課税での減額認定を受けることができたの
でなんとかやりくりのメドが立ちましたが、Aさん自
身は記憶力障害もあり行政機関との協議を続けて行く
ことは困難な状況です。これまであまり関わりのなか
ったご家族と連絡をとり、経済的な負担はかけないこ
とを条件に協力を得られるようになりました。少しず
つですがAさんを支えるための体制作りを進めている
状況です。

【事例2：Bさんの場合】



40代の一人暮らしの男性です。ずっと当院にかか
っておられました。平成16年3月以降は未収金状
態が続いていました。外来医事課でも保険証の確認や
未収金への対応をしていたので次第に来院されにく
くなったのですが、夜間や休日のみ来院されるよう
になっていました。今回は入院を契機に関わりをもつ
ことになりましたが、入院の半年ほど前に務めていた

会社をやめられており無保険の状態でした。状況を確
認すると、持病が悪化して仕事を休みがちになり、治
療を受けたいけどお金がなく、さらに病状が悪化して
仕事にいけない状態となり最終的には退職を迫られ、
その後も悪いことだとは思いつつ病院への受診は続け
ていたということでした。現状では収入はなく生活保
護の対象かと思いましたが、雇用保険の適応があった
ため国保加入手続きを行う事としました。Bさんは以
前にも国保加入歴があったのですが、この際に国保税
を全く納付されていなかったため交渉はかなり難航し
ましたが最終的には1ヶ月間のみ有効の短期保険証を
発行してもらうことができました。また保険給付も退
職日の翌日から行ってもらえるようになりましたが、
Bさんが退院された後に納税協議が行われることが条
件となりました。Bさんには状況が厳しく必ず納税協
議に行かれるよう説明しましたが、どことなく他人事
のような雰囲気だったので少し今後のことに対して不
安を覚えましたが、翌月の受診日には保険証を持参し
て受診をされていました。協議の過程は不明確ですが、
一ヶ月間の短期保険証が確認されています。今後も引
き続き経過を見ていく必要があります。

【事例3：Cさんの場合】



50代の一人暮らしの男性です。もともと持病もな
く病院には全くかからなかったことがないということ
でした。外出から帰宅した際に異常を感じてはありま
すが、保険証を持っていないので病院にはかかれな
いという一晩様子をみられていたようです。それでも
状況が変わらないことを不安に思われ、しかし病院
にはかかれなとお兄さんに相談されています。この
段階で救急車を要請され、即日ご入院とされました。
ご本人と長時間の面接は行えなかったためお兄様と
知人から生活状況を伺うことになりました。本人は左
官をされていましたが定期的な仕事はなく、仕事
があるときだけ声がかかるという状況を長年繰り返
されてきたようです。収入も月額4～5万円程度、
極度にきりつめた生活をされている中、今回の入
院とされました。

状況確認後すぐに市役所へ行き、生活保護申請を
行いました(念のため同日付で国保加入手続きも行
いました)。申請手続きの段階で、Cさんはいま
ご両親の死後か

ら20数年間無保険であったことが分かりました。手続き後、Cさんは「昔は仕事も一杯あって生活に困ることはなかったし、身体も丈夫だったので保険証がなくても困らなかったが、…(保険証がないと大変ですね)」と話されました。現在では生活保護の受給が決定し、元気にリハビリテーションを継続されています。

事例1では疾患の影響で生活に関する手続きが難しく、また社会的に隔離された状況であったため孤独死の可能性がありました。事例2～3ではそれぞれ仕事を持ちながらも生活そのものに困難があるため医療を受けることができず、その結果さらに体調を悪くしてしまうという悪循環に陥っていました。それぞれ面接の中では共通して「どこに、だれに相談していいのかわからなかった」と話されています。今回は受診をきっかけにしてそれぞれ対応することができたのですが、同じような状況で助けを求めることも難しい状況におられる方が地域にはたくさんいらっしゃるのかもしれませんが、病院から少し足をのばして地域にでかけてみてみませんか？

トピックス

『またしても奈良県で…』

昨年引き続き周産期医療の現場で悲しい事件がおきました。奈良県で陣痛を訴える女性が11件もの病院に受け入れを拒否され、やっと決まった受け入れ病院に向かう途中交通事故にあい、流産という最悪の結果を迎えることとなりました。昨年の教訓から行政主導で産科医療の受け入れシステムを運用していましたが十分に機能を果たすことができませんでした。このような事態が一刻も早く解消されることを強く望みます。



『地域の見守りの目があれば…』

鹿児島県で高齢者夫婦がなくなりました。要介護状態の妻を支えていた夫が病死し、身動きのとれない妻は数日間そのままの状態だったようです。介護サービスや娘の訪問を受けられていましたが、サービスの点と点の狭間で起きてしまった非常に痛ましい事件です。市営住宅に住んでおられたようですが、もう少し地域の見守りの目があれば最悪の事態は回避できたかもしれないと思うと残念でなりません。私達も医療圏に市内最大のマンモス団地を抱えていますが、同様の

悲しい事件が起きないように、地域に目を向けて行きたいと思います。

『厚生労働省…』

厚生労働省九州厚生局前局長が大阪府の社会福祉法人理事長から長年に渡って金品を受領していた疑いがあることが分かりました。さらに前局長の娘がこの社会福祉法人が経営する施設に就職していた事実も明らかになりました。この前局長と社会福祉法人理事長は親戚関係にあり利益関係はないと弁明されているようですが、そういう立場にあるもの同士であればより以上に気をつけるべき内容だと思います。また社会福祉法人に対しては補助金が交付されていた事実もあるようです。厚生労働大臣も事実関係を明らかにするとともに厳正に対処すると発言していますが、今後の動向に注目です。



知っておきたいこんな制度

特別障害者手当

障害福祉分野では障害年金以外では唯一と言ってよい現金支給を受けることができる制度です。日常生活において常時特別の介護を要する20歳以上の在宅の重度心身障害者で、いくつかの障害要件に該当する場合に支給されます。ただし、本人及び配偶者や扶養義務者に一定以上の所得があるときは対象になりません。なお、身体障害者手帳や障害年金とは別に審査されますので等級などが一致するわけではありません。

(障害要件)

1～2級程度の障害が二つ以上ある(知的障害は最重度)

2級程度以上の障害があり、3級程度の障害が二つ以上ある(知的障害は最重度)

1～2級程度の肢体不自由に関する障害があり、かつ日常生活が全般にわたり一人ではできない方
内部障害及び特定疾患があり、常時絶対安静の方
精神障害があり日常生活能力がほとんどない方

(支給額) 月額 26,440円

障害要件に書いてある等級は身体障害者手帳等級に置き換えたおおまかな目安とされています。身体障害者手帳がなくても申請は可能です。支給は3ヶ月に1回、まとめて支給されることになります。

在宅介護生活をされている方には該当される方がたくさんおられる可能性があります。もしかしたらと思ったらMSWに相談してください。